

# 北光地区災害対策 マニュアル



2019.9.9 ■ 北光まちづくりセンター  
「防災対策とウォーキング」

# 1. 目的

- 東区北光地区災害対策マニュアルは、北光地区の地域住民、施設管理者、行政の三者が連携協力し、地域住民を災害から守ることを目的に策定する。
- 平成30年（2018年）9月6日に発生した胆振東部地震での対応を踏まえ、大規模停電も想定しつつこのマニュアルを策定するが、今回のマニュアルは現時点で予測、想定されるものであり、近年の地球環境や自然災害の大きな変化を見据え、このマニュアルも必要に応じて不断に見直していく。
- なお、2019年度東区的最重点事業でも、「東区防災協働社会」の構築を目指し、区民協議会と協働の上、自助・共助意識の醸成を図るための自主防災組織等の活動支援や防災普及活動を実施することとしている。

# 胆振東部地震

|          |  |
|----------|--|
| 発生時刻     | 平成30年9月6日3時7分                                  |
| 震源地      | 胆振地方中東部 深さ37km                                 |
| 最大震度     | 胆振（中東部）で7                                      |
| （市内での被害） |  |
| 最大震度     | 東区で6弱  |
| 人的被害     | 死者3人（うち災害関連死2人）、負傷者297人<br>※8月22日現在            |
| 建物被害     | 住家10,802棟（うち全壊99棟）、非住家254棟（うち全壊7棟）<br>※8月21日現在 |
| 避難者数     | 最大約1万人（平成30年9月7日）                              |

- 胆振東部地震等を踏まえ、現在札幌市避難場所基本計画は見直し中  
(→このマニュアルには未反映)
- 見直しのポイントは

|                |  |
|----------------|--|
| 備蓄物資の充実        | 胆振東部地震や過去の災害の教訓、地域特性を踏まえた備蓄物資の数量や品目の充実                     |
| 要配慮者等への対応の充実   | 要介護高齢者、妊産婦、障がい者等の要配慮者、小児、女性、避難所以外の場所に滞在する被災者等への対応の充実       |
| 避難所における生活環境の充実 | 胆振東部地震の大規模停電を踏まえた寒さ対策や過去の災害の教訓を踏まえたトイレ対策、通信・情報対策など、生活環境の充実 |

計画改定のポイント

- 備蓄物資の充実  
北海道胆振東部地震や過去の災害の教訓、地域特性を踏まえた備蓄物資の数量や品目の充実
- 要配慮者等への対応の充実  
要介護高齢者、妊産婦、障がい者等の要配慮者、小児、女性、避難所以外の場所に滞在する被災者等への対応の充実
- 避難所における生活環境の充実  
北海道胆振東部地震の大規模停電を踏まえた寒さ対策や過去の災害の教訓を踏まえたトイレ対策、通信・情報対策など、生活環境の充実

| ■ 備蓄物資の充実 |   |  |       |
|-----------|---|--|-------|
| 項目        | これまで  | これから   | ページ   |
| 整備方針      | 発災初期に必要不可欠となる備蓄物資を整備<br>※発災後24時間程度を想定             | 流通備蓄が指定避難所（基幹）に到達するまでに必要不可欠となる備蓄物資を整備<br>※発災後48時間程度を想定 | 13    |
|           | 食糧のみ避難所以外の場所に滞在する被災者の分も整備                         | 食糧のほか紙おむつや生理用品等の生活必需品を避難所以外の場所に滞在する被災者の分も整備            | 13    |
|           | 25品目を整備   | 35品目に増強<br>※粥、レトルト食品、カセットコンロ、LEDランタン・投光器、衛生用品などを増強     | 13~15 |
| 寒さ対策      | 寒さ対策として、高規格寝袋、毛布、移動式灯油ストーブを備蓄                     | ・要介護高齢者及び妊産婦などに配布する箱型ダンボールベッド等を備蓄<br>・移動式灯油ストーブを増強     | 13    |
| 照明・停電対策   | 停電対策として、可搬型発電機を備蓄<br>※札幌市地域防災計画における第3次地震被害想定を基に整備 | 大規模停電時の対策として、可搬型発電機を全ての指定避難所（基幹）に備蓄                    | 14~15 |

| ■ 要配慮者等への対応の充実 |   |  |     |
|----------------|---|--|-----|
| 項目             | これまで                                    | これから   | ページ |
| 基本的な考え方        | 災害時要援護者に配慮<br>※配慮の対象を区分していない            | 要介護高齢者、障がい者、外国人、妊産婦等の要配慮者、小児、女性、性的マイノリティ、ペット同行避難者、避難所以外の場所に滞在する被災者に対し配慮<br>※配慮の対象を区分する | 16  |
|                | 市立小中学校については、校舎1階の指定場所を災害時要援護者用として優先的に提供 | 要介護高齢者、障がい者及び妊産婦等は、避難所開設当初から特に配慮が必要な場合があることから、滞在スペース以外に福祉避難スペースを提供                     | 16  |

| ■ 避難所における生活環境の充実 |  |   |       |
|------------------|--|---|-------|
| 項目               | これまで                                     | これから  | ページ   |
| 寒さ対策             | 1階の部屋・教室などで暖をとることができる体制                  | 厳冬期は、滞在スペースでの避難生活が困難となることから、避難所の本来機能が休止（休校等）していることを前提として、状況に応じて居室（教室等）を利用               | 18    |
| トイレ対策            | 備蓄物資の簡易便座、排便収納袋、し尿処理剤、協定による仮設トイレの設置により対応 | ・避難所開設時にトイレ機能を優先的に確立<br>・女性用トイレの比率を多くすることや障がい者専用トイレの設置などの配慮                             | 18    |
| 通信・情報対策          | 情報収集は既設テレビの活用や流通備蓄により対応                  | ・避難者が必要とする情報は、時間経過に伴い変化することから、必要性に即した情報を提供<br>・要配慮者に対しては、日本語の能力や障がいの特性を考慮した多様な手段による情報提供 | 18~19 |
| 健康・衛生対策          | 感染症り患者を独立したスペースへ早期に隔離                    | 災害時には、健康課題が起りやすいため、保健師等による健康調査や健康相談及び医療提供体制の整備に努める                                      | 19    |

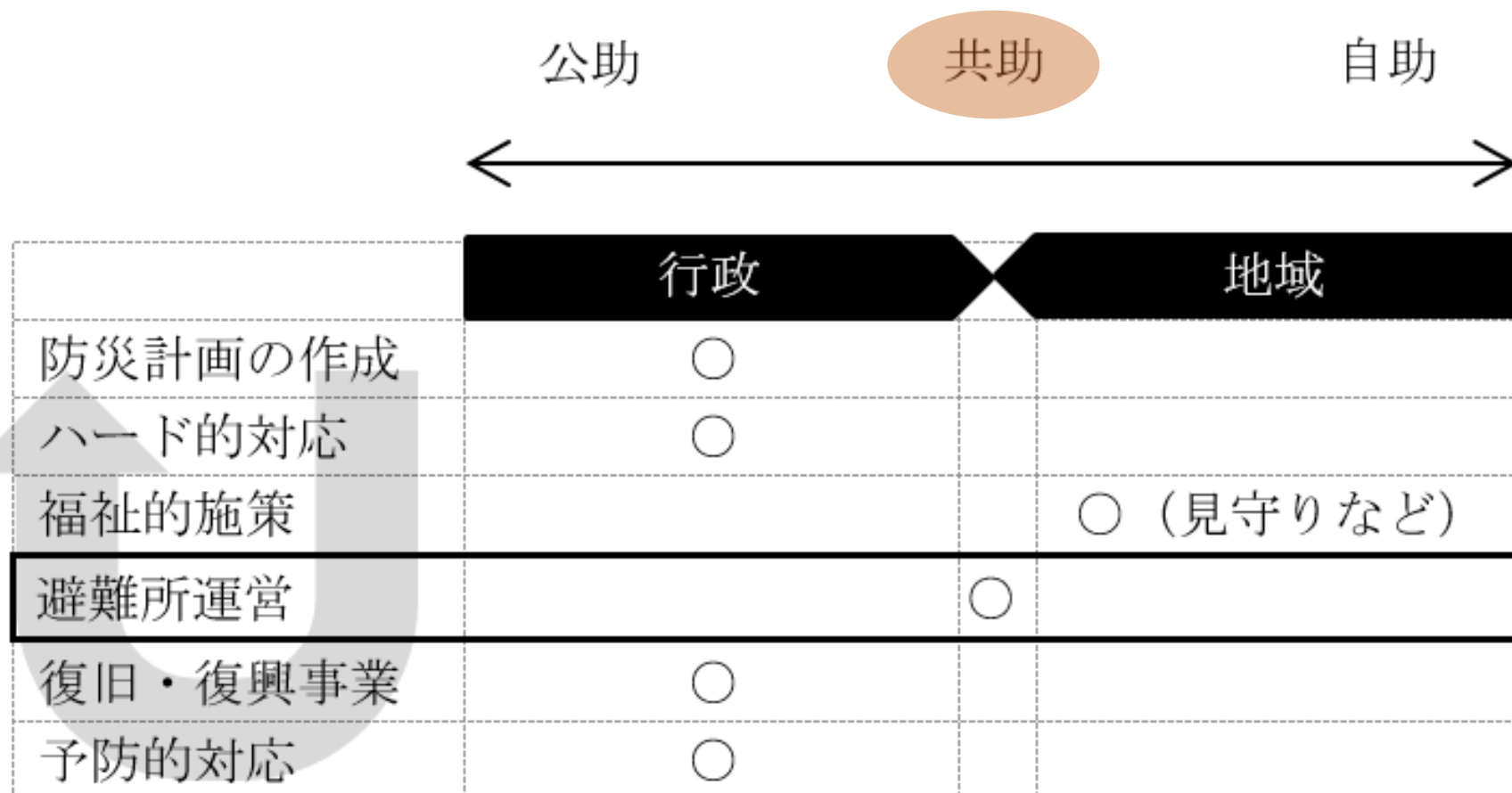
| ■ その他                                   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| ● 災害対策基本法の改正を踏まえた避難場所等の分類・・・・・・・・・・5ページ | ● 避難所の開設、閉鎖・集約の基本的な考え方・・・・・・・・・・21ページ |

## 2. 役割分担

- 現在、防災計画の策定やインフラ整備などハード的対応、復旧・復興事業や訓練、普及・啓発など予防対応は行政が、行政が行う福祉的施策を補完する共助としての見守り、訪問活動などは地域が中心的な役割を担っている。こうした中で、避難所は行政が設置・運営するものであるが、一方で行政には財政的、人的制約があることから、避難所運営を行政単独で行うことには限界があり、行政と地域が協働で対応すべき中間的性格を持っている。
- なお、基幹避難所は大半が小中学校であり、その施設管理者は避難所運営の際、物的管理の中心的役割を担う。

## 2. 役割分担

[イメージ]



### 3. 地域、まちづくりセンターの役割と避難所

#### (1) 地域

北光連合町内会災害対策本部が連合町内会会長のもと組織され、各専門班が総括指揮、情報連絡、救護、避難所支援、地域安全など緊急的な災害対応業務に当たる。（詳細は4）

#### (2) まちづくりセンター

地区連絡班として主に、各地域の被害情報を把握するとともに、各地域へ行政情報を伝達する。また、必要に応じて、負傷者等が生じた場合地区会館に一時的に收容するほか、医療機関に案内する。さらには、避難所が開設される場合（見込みを含む）は、地域に災害対策本部が組織されるが、その運営や活動を補佐、支援する。



# 3. 地域、まちづくりセンターの役割と避難所

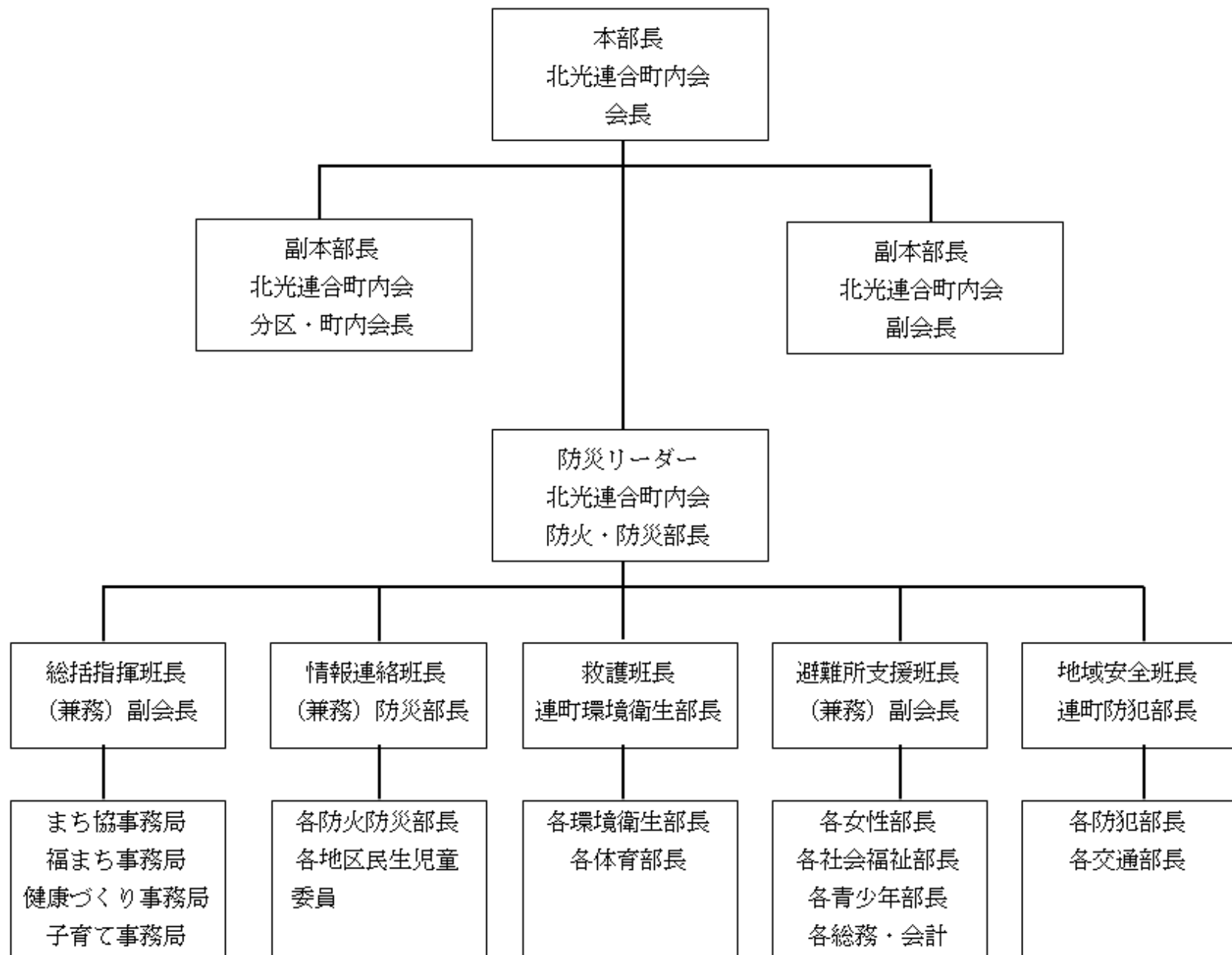
## (3) 避難所

基幹避難所は北光地区内に4か所。北光小学校、美香保小学校、明園小学校、美香保中学校。東区役所内避難所班（保健福祉課、保険年金課、保護課のうち約90名）が職員を派遣。発災当初は4名派遣（先の胆振東部地震では2名）、6時間と14時間で2名ずつ交代。その後は、2名派遣12時間交代を基本とする。

## 4. 北光連合町内会災害対策本部

- 北光連合町内会長は、北光連合町内会災害対策本部実施要綱に基づき、災害対策本部を立ち上げ、総括指揮を行うとともに、防災リーダーや各班長に各所掌任務を遂行させる。大規模災害が発生し、避難所が開設された場合（見込みを含む）は、北光会館（北光まちづくりセンター）に指揮本部を置く。
- こうした場合、行政機関（特に、まちづくりセンター）との連携が重要となる。

[災害対策本部組織系統図]



## [専門班の任務]

| 専門班    | 任務  |
|--------|---|
| 総括指揮班  | 災害情報の集約、行政機関等や避難所支援班等専門班との連絡調整、対策本部の事務全般、問合せの対応 |
| 情報連絡班  | 災害情報の収集・報告、住民への避難呼びかけと安否確認、避難場所への誘導             |
| 救護班    | 傷病者救護・医療機関への搬送補助、高齢者施設・薬局等への手配など                |
| 避難所支援班 | 避難所での生活支援、乳幼児・児童・高齢者・障がい者等要配慮者支援による不安解消活動       |
| 地域安全班  | 被災地の道路・交通網確認、家屋侵入泥棒等の防犯、火災予防、ゴミ不法投棄防止の見回り活動     |

## 5. 災害対策本部とまちづくりセンターの連携

北光まちづくりセンターを災害対策活動の拠点と考え、以下の連携調整を図る。

- (1) 災害対策本部（総括指揮班、情報連絡班）は各地域の被害情報を集約し、まちづくりセンターに連絡する。
- (2) まちづくりセンターはその被害情報を東区へ報告する。
- (3) まちづくりセンターは各単位町内会へ集約した行政情報を伝達するとともに、まちづくりセンター内外に掲出し、広く周知する。
- (4) 各単位町内会会長は各地域内に周知する。

## 5. 災害対策本部とまちづくりセンターの連携

この他、避難所を設置する場合は、総括指揮を執るため災害対策本部を北光会館（まちづくりセンター）に置き、以下の業務を行う。

- (5) 災害対策本部は各避難所へ支援班を派遣し（交代などのローテーション含む）、避難者の生活支援や要配慮者に対するケアを行う。
- (6) この他、災害対策本部は必要に応じて、地域住民への避難呼びかけや安否確認など（情報連絡班）、傷病者救護や医療機関への搬送補助など（救護班）、被災地の道路・交通網の確認や防犯、不法投棄防止など（地域安全班）、各専門班の任務を指示する。
- (7) まちづくりセンターは災害対策本部の運営を補佐し、その活動を支援する。

# 6. 避難所開設の基本的な流れ

## (1) 参集基準、参集場所、参集職員

### ① 地震

| 震度     | 所属参集                            |      |
|--------|---------------------------------|------|
| 震度5弱   | 第1 非常配備 (職員の1/3以上)              | 通常動員 |
| 震度5強   | 第2 非常配備 (職員の2/3以上)              |      |
| 震度6弱以上 | 第3 非常配備 (全職員)<br>勤務時間内<br>勤務時間外 |      |

※特別動員の場合は、「個人動員票」に記載の動員先に参集

# 6. 避難所開設の基本的な流れ

## (1) 参集基準、参集場所、参集職員

### ② 水害

| 警報等  | 東区の対応                          |        |
|--|--------------------------------|--------|
| 札幌市に気象警報（大雨、暴風、洪水等）が発表された場合                    | 総務企画課、維持管理課による警戒体制             |        |
| 札幌市に大雨警報（土砂災害）が発表された場合                         | 災害対策準備体制（区長、部長、各部庶務課長、まちセン所長等） | 避難所の準備 |
| 豊平川避難準備情報が発令されると見込まれる場合                        | 東区緊急災害対策実施本部の設置                | 第1非常配備 |
| 札幌市に気象警報等が発表され局地的に災害が発生した（虞れがある）場合             | 東区災害対策本部の設置                    |        |
| 複数の区の区域で相当規模の災害が発生した（虞れがある）、札幌市に気象特別警報が発表された場合 |                                | 第2非常配備 |
| 札幌市域の全域に甚大な被害をもたらす災害が発生した（虞れがある）場合             |                                | 第3非常配備 |



# 豪雨のときの避難情報

| 緊急度                   |                       |                                |                         |                  |
|-----------------------|-----------------------|--------------------------------|-------------------------|------------------|
| 低                     |                       |                                |                         | 高                |
| 警戒レベル1                | 警戒レベル2                | 警戒レベル3                         | 警戒レベル4                  | 警戒レベル5           |
| 気象庁から                 |                       | 市から                            |                         |                  |
|                       |                       | 避難準備・高齢者等避難開始                  | 避難勧告                    | 避難指示（緊急）         |
| 気象警報の可能性のある状況。気象情報に注意 | 気象注意報を発令。避難先や経路などの確認を | 移動に時間のかかる方は避難を開始。それ以外の方も避難の準備を | 洪水・土砂災害が発生する可能性が極めて高い状況 | 避難に一刻の猶予も許されない状況 |
|                       |                       |                                | 対象区域の方は全員避難行動を          | 命を守る最善の行動を       |

## 6. 避難所開設の基本的な流れ

### (1) 参集基準、参集場所、参集職員

#### ③ 内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言等

- 非常配備基準に応じ、所属参集（通常動員）
- 原子力緊急事態宣言があった場合は、配備指令に関わらず所属参集
- 総合的な原子力災害対策を実施する場合は、非常配備を指令

## 6. 避難所開設の基本的な流れ

(1) 参集基準、参集場所、参集職員

④ その他災害規模に応じた配備指令

- ・ 災害規模に応じ、非常配備を指令することがある

# 6. 避難所開設の基本的な流れ

## (2) 参集時の服装と携帯品

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 服装  | <ul style="list-style-type: none"><li>・活動しやすい服装</li><li>・運動靴等の底の厚い靴</li></ul>                               | <ul style="list-style-type: none"><li>・帽子（頭の保護になるもの）</li><li>・軍手、手袋</li></ul>  |
| 携帯品 | <ul style="list-style-type: none"><li>・避難場所参集職員初動対応ハンドブック</li><li>・避難場所運営マニュアル</li><li>・参集先の施設平面図</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・飲料水（3日分程度、1日3ℓ目安）</li><li>・食料品、保存食（3日分程度）</li><li>・防寒衣、着替え（3日分程度）</li><li>・タオル・携帯カイロ</li><li>・携帯電話・充電器</li><li>・現金（10円、100円硬貨等）</li><li>・筆記用具</li><li>・カメラ（被災状況撮影）</li><li>・持病薬、常備薬</li></ul> |

# 7. 避難所の開錠方法

- 原則として、施設管理者（各小中学校）が開錠するが、施設管理者が未到来で緊急性がある場合は、学校開放玄関等に設置している災害用キーボックスの案内プレートに記載されている東区災害対策本部（総務企画課）の電話番号に連絡し、暗証番号を聞き取って開錠する。
- なお、区災害対策本部に繋がらない場合は、北光まちづくりセンターでも対応可能。

## 8. 防災行政無線

無線統制室（危機管理対策室）と区災害対策本部とは以下の番号で通信する。

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 無線統制室 | 100、052*1、053*1、054*1 |
| 東区役所  | 064、065、066           |
| 東消防署  | 136                   |

## 9. 備蓄物資

### (1) まちづくりセンター

エンジン発電機（1台）、LPガスボンベ（1台）、オイル缶（1個）、詰替え用じょうろ（1個）、カセットガスストーブ（2台）、ガス缶（6本）、ソーラーラジオ（1個）、LEDランタン（4個）、LED防水ライト（3個）、防雨ヘッドランプ（3個）、モバイルバッテリー（3個）、アルカリ単3電池（20個）

### (2) 北光会館

発電機（1機）、非常用ラジオ（11台）、毛布（16枚）、日用品セット（5個）

# 9. 備蓄物資

## (3) 各避難所（小中学校）

|            | アルファ<br>化米<br>(食) | クラッ<br>カー<br>(食) | 簡易便座<br>セット<br>(個) | 大人用オ<br>ムツ<br>(枚) | 乳児用オ<br>ムツ<br>(枚) |
|------------|-------------------|------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 明園小学<br>校  | 350               | 700              | 100                | 68                | 128               |
| 北光小学<br>校  | 350               | 700              | 20                 | 68                | 128               |
| 美香保小<br>学校 | 1,050             | 525              | 20                 | 68                | 128               |
| 美香保中<br>学校 | 1,050             | 525              | 20                 | 136               | 256               |



# 9. 備蓄物資

## (3) 各避難所（小中学校）

|            | 毛布<br>(枚) | 寝袋<br>(個) | 移動式灯<br>油ストー<br>ブ (台) | 生理用品<br>(枚) | 手廻ラジ<br>オライト<br>(個) |
|------------|-----------|-----------|-----------------------|-------------|---------------------|
| 明園小学<br>校  | 440       | 864       | 2                     | 150         | 10                  |
| 北光小学<br>校  | 440       | 440       | 2                     | 150         | 10                  |
| 美香保小<br>学校 | 440       | 440       | 2                     | 150         | 10                  |
| 美香保中<br>学校 | 440       | 440       | 2                     | 240         | 10                  |

# 9. 備蓄物資

## (3) 各避難所（小中学校）

|            | ローソク<br>ランタン<br>(個) |
|------------|---------------------|
| 明園小学<br>校  | 19                  |
| 北光小学<br>校  | 19                  |
| 美香保小<br>学校 | 19                  |
| 美香保中<br>学校 | 19                  |

# 10. 避難所開設の概要

| 行動手順  | 摘要  |
|---|---|
| ①地震発生に伴い、施設管理者及び区役所職員が開錠  | ・状況に応じて地域住民が区災害対策本部に連絡の上、開錠することもある  |
| ①2人以上で施設の安全確認<br>(安全が確認できるまで避難者は外で待機させること)様式2「建物被災状況チェックシート」利用                          | [外部の状況]<br>周囲の地盤、建物の倒壊、外壁、屋根、窓ガラス、階段、ガス臭<br>[内部の状況]<br>床、柱、内部の壁、出入口のドア、天井の照明の落下 |
| ②ライフラインの確認<br>・電気、上下水道、暖房、備蓄庫<br>・トイレが使えなければ、使用不可の表示と簡易トイレの設置(状況に応じて)                   |   |
| ③必要な物品の準備<br>・備蓄物資保管場所の開錠(施設管理者に依頼)<br>・ブルーシート、受付用机、筆記用具、養生テープ、ラジオ、テレビ、ホワイトボード、拡声器、スリッパ | ・避難所設営に必要な物品を学校から貸してもらう   |

# 10. 避難所開設の概要

| 行動手順   | 摘要  |
|--|---|
| <p>④避難場所開設準備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・立入禁止区域にロープや貼り紙</li><li>・車いすが通れるように<b>80cm</b>以上の通路を確保して、ブルーシートを敷く(1人あたり2㎡)</li><li>・受付に机、受付簿を設置する。</li><li>・けが人が発生している場合、救護室を準備する。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・疾病、傷がい等の身体状況に応じて、体育館の生活スペースの割当場所も検討する(トイレに行きやすい場所など)</li><li>・物の運搬や受付の人員が不足している場合、避難者に協力を求める</li></ul> |
| <p>⑤受付、避難者名簿(別添様式4)の作成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受付を設置し、世帯ごとに名簿を記入</li><li>・疾病、傷がい、妊娠、アレルギーなど配慮が必要なものがあれば記載してもらう。</li></ul>   | <ul style="list-style-type: none"><li>・受付名簿をコピーできない状況の時は、白紙に世帯代表者、世帯員、住所、特記事項(持病など)を記載してもらうこと</li></ul>                                       |
| <p>⑥避難所の表示と開設報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・避難所開設の表示、本部へ開設報告(別添様式6)</li></ul>   |   |

# 10. 避難所開設の概要

| 行動手順   | 摘要             |
|--|----------------|
| ⑦要配慮者等対応<br>(負傷、障がい、妊婦等)                               | 福祉避難スペース、福祉避難所 |
| ⑧備蓄品の配布(毛布、寝袋等)  |                |
| ⑨寒さ対策(採暖室に灯油ストーブ設置)                                    |                |
| ⑩避難者への情報提供<br>・ホワイトボードに記載することで、テレビ等で得た主な災害情報等を定期的に情報提供 |                |

# 10. 避難所開設の概要

避難所班本部(東区保健福祉課地域福祉係)

電話 741-2459

FAX 741-0145

東区の防災無線

総務企画課 064・065・066

土木センター 150

保健センター 151